

も安心して暮らせるまちづくり
を地域住民の方々が主体的に展開できるよう支援します。

また、宅老所やまちづくり協

議会における、地域に密着した活動としての高齢者などの支援について推進していきます。

オ、**在宅生活支援の充実**

要介護等高齢者や要介護状態でない心身の機能などの低下に伴い地域での自立生活が困難となつた高齢者に対し、介護保険サービス以外の福祉サービス（配食サービス・軽度生活援助等）の提供や見守りの事業を推進します。

力、**健康づくり・介護予防の推進**

市では、介護保険制度施行当初から、「制度の円滑な施行」と「健康づくり・介護予防」を車の両輪をなすものと位置づけ、「認知症予防」、「閉じこもり予防」、「転倒骨折予防」、「脳血管疾患予防」の四つを柱とする「寝たきり、認知症にならない・しない・させない・高浜方式」を展開してきました。

この4つの柱を基本として「介護予防一般高齢者施策」および「介護予防一般高齢者施策」を効果的に実施し、介護予防の推進を図ります。特定高齢者施策

として運動器の機能向上、口腔機能向上・栄養改善などの事業や一般高齢者施策として介護予

防拠点施設における介護予防事業などを実施します。

また、健康づくりを総合的に推進するため、健診事業や相談・指導体制の充実を図ります。

キ、**きらりと光る「健康と文化の都市・高浜」を目指して**

生涯学習や世代間交流の推進、運動を通した健康事業、生きがいづくりのための支援を図ります。

また、高齢者と、こども、青少年、さらには障がいのある人など、地域社会を構成するあらゆる人々が連携・協働・協力を活動できる場の確保や活動を支援します。

ケ、**働くことを通じての社会参加・生きがい**

社会の構成員の一員として、シルバー人材センターにおける地域に密着した事業、高齢者保健福祉の関連事業について、高齢者の活力の導入を図ります。

4 計画の点検体制

高浜市における介護保険や高齢者保健福祉については、今後、本計画を基に展開していくこととなります。が、行政内部だけではなく外部からこの進捗管理や評価をすることにより、計画のより適切な執行を担保する必要があります。

そのような考え方から、引き続き介護保険審議会において、介護保険や高齢者保健福祉に関する評価、提言をいただくこととします。

◆介護保険料について

介護報酬の上昇に伴い、介護保険料の上昇が見込まれます。

介護保険料の急激な上昇を抑えるため、平成21年年度から23年度の3年間における報酬改定に伴う保険料上昇分の半額程度を、国が負担することとされました。

高浜市の場合、本来の介護保

険料基準額（月額）は4,450円程度と算定されました。が、この国費の投入により、4,400円へ引き下げを図りました。

また、地域包括支援センターの運営協議会を設置し、その運営の評価や意見をいただくことがあります。

介護従事者の待遇改善のための緊急特別対策

高齢者などが安心して暮らすことのできる社会を実現するために、介護従事者は重要な役割を担っています。

介護を担う優れた人材の確保を図るため、介護従事者などの賃金をはじめとする待遇の改善に資するための施策の有り方にについて検討がされてきました。

この結果、平成21年度からの介護報酬について見直しが行われ、プラス3%（※）の報酬改定が行われることとなりました。

※3%は全国の平均値であり、サービスの種類や事業所の体制により異なります。

なお、介護サービスの自己負担額の上昇も見込まれます。

その影響額については、各介護サービス事業者により異なりますので、各事業所にご確認ください。

なお、介護サービスの自己負担額については、所得に応じた上限額が設定されています。その上限額を上回り支払われた費用について、高額介護サービスとして、後日、市からの振り込みにより、返還が行われます。

また、「高額医療・高額介護合算制度」の実施により、さらなる利用者負担の軽減が図られる予定です。

